

令和8年度中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付に係る 公募型プロポーザル実施要領

第1 募集の趣旨

この要領は、環境省が定める「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」（以下「環境省実施要領という。）及び「中間市脱炭素社会の実現に向けた再エネ推進補助金交付要領」（以下「本件要領」という。）に基づき、当該補助金を交付するに当たって実施する公募型プロポーザル方式による候補者の選定（以下「本件プロポーザル」という。）に必要な手続きを定めるものとする。

第2 事業概要

1 名称

中間市地域脱炭素移行・再エネ推進事業（第三者所有モデル太陽光発電設備等導入事業）

2 内容

別紙「中間市地域脱炭素移行・再エネ推進事業（第三者所有モデル太陽光発電設備等導入事業）仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

ただし、環境省実施要領に記載の要件を満たしているものであること。

3 対象施設

中間市消防本部

4 履行期間

契約締結日から令和9年2月20日まで

※電力供給開始をもって履行完了とする。

5 補助対象経費

環境省実施要領に記載の経費とする。

なお、当該事業費に係る消費税及び仕入控除税額を除く。

6 補助金額

上限額を6,000千円とし、太陽光発電設備は補助対象経費の2/3以内の額とする。

第3 募集要項

1 選定方式

(1) 選定方式 公募型プロポーザル方式

(2) 評価方式 提案書、プレゼンテーション及び電力販売契約単価見積価格による総合評価方式

※プロポーザル参加者が1事業者である場合においても、上記方式による評価を行う。

なお、選考の結果、提案が一定の基準に満たないと判断された場合には、候補者の

決定を行わない場合がある。

2 公告から契約までのスケジュール（予定）

| 項目 | 期日等 |
|-----------------------------|-------------------------|
| 公告 | 令和8年5月20日（水） |
| 質問受付期間 | 令和8年5月20日（水）～6月2日（火） |
| 質問回答期限 | 令和8年6月5日（金） |
| 現地確認受付期間 | 令和8年5月20日（水）～27日（水） |
| 現地確認期間 | 令和8年5月21日（木）～29日（金）（※1） |
| 資料閲覧申込期間 | 令和8年5月20日（火）～29日（金） |
| 資料閲覧期間 | 令和8年5月21日（木）～29日（金） |
| 参加申込期間 | 令和8年5月20日（水）～6月3日（水） |
| 参加資格審査 | 令和8年6月5日（金） |
| 事業提案書の提出要請書の送付 | 令和8年6月8日（月） |
| 事業提案書の受付期間 | 令和8年6月9日（火）～6月19日（金） |
| プレゼンテーション参加要請 | 令和8年6月24日（水） |
| 第1回審査委員会（プレゼンテーション審査委員事前説明） | 令和8年6月26日（金） |
| 第2回審査委員会（プレゼンテーション審査日）（予定日） | 令和8年6月30日（火）（※2） |
| プレゼンテーション審査結果通知（予定日） | 令和8年7月3日（金） |
| 契約協議及び契約締結 | 令和8年7月7日（火）以降 |

（注）各項目の受付期間においては、閉庁日を除く、各日8時30分から17時15分までを受付時間とする。

（注）参加申込後に辞退する場合は、6月19日（金）までに書面にて申し出ること。（様式自由）

（注）事前説明会は開催しない。

※1 現地確認は、期間中、施設が受け入れ可能な日時に実施するものとする。

※2 応募状況に応じて、プレゼンテーション審査日を複数設ける場合がある。

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2） 地方公共団体の一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- （3） 役員等が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受

けることがなくなるまでの者が含まれていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 参加表明書提出時点において、国その他の自治体等から、それぞれの規定による指名停止措置を受けていない者であること。または、受けることが明らかでないこと。
- (7) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 当該補助金の補助対象事業の内容と同種の事業又は類似の事業の実績を有していること。
- (10) 福岡県内に本社、支社、営業所等を有する小売電気事業者であり、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (11) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
 - ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

4 欠格事由

- (1) 上記参加条件を満たさないとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があつたと認められるとき。
- (4) 審査の指定日時に正当な理由なく遅刻や欠席した場合については、失格扱いする。

5 閲覧資料

次の資料を閲覧するものとする。本要領「第4 プロポーザルの手続き 3 対象施設の資料の閲覧」の記載に従って閲覧の申込をすること。

なお、閲覧資料については、対象施設の直近の電力使用状況のわかる資料、1年間の電力使用量の30分値、構造計算に係る書類、施設図面類を想定しており、構造計算書は含まれない。

第4 プロポーザルの手続き

1 応募にかかる質問事項

(1) 受付期間

令和8年5月20日（水）から6月2日（火）まで

(2) 提出先

中間市役所 環境保全課 環境保全係

住所 〒809-8501 中間市中間1丁目1番1号

電話 093-246-6265（直通）

Mail kankyuhozenka@city.nakama.lg.jp

(3) 提出方法

「(様式1) 質問書」を電子メールで提出すること。また、送信後、開庁時間内に電話で受信確認を行うこと。なお、電子メールの件名を「【企業名】中間市地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金に係る質問」とすること。

(4) 質問回答

質問に対する回答は個別の回答は行わず、中間市ホームページ内の本件プロポーザルに係るページにて掲載する。

2 現地確認の申込

(1) 現地確認を許可する場所

中間市消防本部

(2) 受付期間

令和8年5月20日（水）から27日（水）まで

(3) 申込先

本要領「第4 プロポーザルの手続き、1 応募にかかる質問事項、(2)提出先」に同じ。

(4) 現地確認の実施期間

令和8年5月21日（木）から29日（金）まで

(注)上記期間中、各施設が受け入れ可能な日時に現地確認を実施する。

(5) 受付方法

「(様式2) 現地確認申込書」を電子メールで提出すること。また、送信後、開庁時間内に電話で受信確認を行うこと。なお、電子メールの件名を「【企業名】中間市地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金に係る現地確認」とすること。

(6) 現地確認の日時指定

申込書提出の翌日以降の希望日から、市が指定し、電子メールにて通知する。なお、希望日に沿わない場合は、市と協議を行い決定する。

(7) 現地確認に係る留意事項

- ・現地確認を許可する場所以外の撮影を禁止する。
- ・現地確認により知り得た情報は、本件プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。

- ・現地確認できる回数は原則1回とし、参加人数は5人までとする。
- ・現地確認時に質疑が生じた場合は、「(様式1) 質問書」を提出期限までに電子メールで市に提出すること。

3 対象施設の資料の閲覧

本提案公募に参加を希望する者で、対象施設の資料の閲覧を希望する者は、以下の手続きにより、資料を閲覧することができるものとする。

なお、資料の複写等については、資料を庁舎外へ持ち出しての複製はできない。ただし、庁舎内の有料コピー機を利用する場合は認めるが、必ず事務局の許可を得ること。

なお、閲覧者が持参したスキャナーでの撮影及び写真撮影も可能とする。

(1) 閲覧の申込について

ア 資料閲覧申込期間

令和8年5月20日(水)から29日(金)まで

イ 申込先

本要領「第4 プロポーザルの手続き、1 応募にかかる質問事項、(2)提出先」に同じ。

ウ 資料閲覧申込方法

閲覧希望日(下記(2)の閲覧期間内に限る。)の前日までに、電子メール本文に閲覧希望日を記載し申込をすること。なお、電子メールの件名を「【企業名】中間市地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金候補者公募に関する資料閲覧の申込」とすること。

なお、資料の閲覧は1企業につき最大2日間(午前、午後のみでも1日と数えます。)予約することができる。ただし、予約は先着順とし、事前に予約がない場合は、閲覧はできないものとする。

(2) 資料閲覧期間

令和8年5月21日(木)から29日(金)まで

(注) 中間市役所の閉庁日を除く。

4 参加表明書の提出

(1) 提出期間

令和8年5月20日(水)から6月3日(水)まで

(2) 提出先

本要領「第4 プロポーザルの手続き、1 応募にかかる質問事項、(2)提出先」に同じ。

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送(簡易書留など配達完了の確認ができる方法による)とする。

(注) 持参の場合は、中間市役所の開庁日とする。

(注) 郵送、宅配便による提出の場合は期間内必着のこと。

(4) 提出書類

ア 様式等

提出する様式等の規格は、日本産業規格A列4番（以下「A4」という。）とする。

ただし、添付及び参考資料についてはこの限りでないが、A4以上の場合はA4サイズに折り込んで提出すること。

- ① (様式3) 参加表明書
- ② (様式4-1) 暴力団排除に関する誓約書
- ③ (様式4-2) 役員名簿一覧
- ④ (様式5) 使用印鑑届出書
- ⑤ (様式6) 委任状（受任者を置かない場合には提出不要とする。）
- ⑥ 直近の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- ⑦ 納税証明書（国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税）
- ⑧ 商業登記簿本（登記事項証明書）
- ⑨ (様式7) 事業者概要書
- ⑩ (様式8) 実績調書（本要項「第3 募集要項、3 参加要件、(8)」に示す要件を満たすことがわかる契約書等の写しを添付すること）
- ⑪ (様式9) 事業実施体制表

なお、中間市契約事務規則第7条に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者は③～⑧の資料は提出不要とする。

イ 提出部数

各1部

5 参加資格審査

提出された参加表明書等による提出書類を基に、資格審査を実施し、資格適合者には事業提案書提出要請書を発送する。

6 事業提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年6月10日（水）から6月19日（金）まで

(2) 提出先

本要領「第4 プロポーザルの手続き、1 応募にかかる質問事項、(2)提出先」に同じ。

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送（簡易書留など配達完了の確認ができる方法による）とする。

(注) 持参の場合は、中間市役所の開庁日とする。

(注) 郵送、宅配便による提出の場合は期間内必着のこと。

(4) 提出書類

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① (様式10) 事業提案書 | 1部 |
| ② 任意様式 事業提案 | ※審査委員分※9部 |
| ③ (様式11) 事業費見積書 | 1部 |
| ④ (様式12) 電力販売契約単価見積書 | 1部 |

(5) 作成要領

ア 共通

提出する様式等の規格はA4とする。ただし、任意様式 事業提案については、日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）も可とするが、提出の際はA4サイズに折り込むこと。

イ 様式10 事業提案書

代表者印を押印のうえ、提出すること。

ウ 任意様式 事業提案

- ① 事業提案には、本市の方針や計画内容を十分に理解した上で、別紙「中間市地域脱炭素移行・再エネ推進事業（第三者所有モデル太陽光発電設備導入事業）仕様書」に基づき、本事業の目的に沿った提案を作成すること。
 - ・導入設備の内容（設備容量、自家消費率を含む）
 - ・余剰電力の脱炭素先行地域（北九州都市圏域18市町）内での活用方法
 - ・業務、工事実施行程及び体制（設備設置仕様）
 - ・風水害などの対策
 - ・その他提案事項
- ② A4縦片面又はA3横片面で作成（サイズ混在は認めない。）し、プレゼンテーションの持ち時間で説明可能な枚数内で簡潔にまとめること。なお、複数枚になる場合は、ページ番号を記載し、用紙左側をホッチキス2点留めで提出すること。
- ③ 文字の大きさは、原則10.5ポイント以上（図表中を除く）とすること。また、文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用することは認めるが、別添の参考資料は認めない。なお、基本的な考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。
- ④ 事業提案書等の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。
- ⑤ 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、提出された提案内容と、提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

ア プレゼンテーション等の出席者は3名以内とし、本事業を主として担当する者を1名以上必ず参加させること。

イ プレゼンテーション等の日程（時刻）や場所等については、別途、メール及び書面で通知する。

ウ プレゼンテーション等は、提出された事業提案の内容に基づいて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。プレゼンテーションに必要な図表等の資料は、必ず任意様式事業提案に記載すること。

エ プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その後に審査委員からのヒアリングを10分程度予定する。詳細は別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。

オ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

（2） 審査方法及び結果の通知

審査は、審査委員会が提出された事業提案書等の内容とプレゼンテーション等の評価点を踏まえ審査する。なお、最も評価の高い提案者を受託候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者として選定し、候補者として特定した旨の通知を行う。また、候補者とならなかったプレゼンテーション等の参加者にも、審査結果をメール及び書面で通知する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の5割に満たない場合は、受託候補者として認めないものとする。なお、この審査の経過及び結果に対する問合せ並びに異議申し立てはできないものとする。

（3） 優先順位

評価合計点が最も高い提案者が複数いた場合は、次のとおり受託候補者を決定する。

ア 当該提案者の各審査委員の合計点数を比較し、最も高い点数を付けた審査委員が多い者

イ アで同数の場合、各審査委員の合計点数の最高点と最低点（各1名）を除いた総点数上位者

ウ 上記で決しない場合は、イ該当者間による抽選

（4） 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の5割に満たない場合には、受託候補者として認めないものとする。

（5） 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格とする場合がある。

ア 提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合

- イ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- ウ その他、本要領に違反すると認められた場合
- エ 選考委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(6) 評価方法

プロポーザル審査の評価項目及び評価基準、配点は別表「評価基準」のとおりとする。なお、審査に当たっては、市が設置する審査委員会が評価する。

第5 契約・その他の手続き

1 電力供給等の契約、補助金の申請及び決定

- (1) 受託候補者として選定された者と契約交渉を行ったうえで、受託候補者と契約手続きを行う。また、環境省実施要領及び本件要領に基づき当該補助金の交付手続きを行うものとする。ただし、この者が、辞退又はその他の理由で交付決定できない場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。
- (2) 最終的な事業内容及び金額については、予定事業者と本市の間で提案内容等を確認し、実際の事業について精査・調整のうえ、環境省実施要領及び本件要領に基づき最終的な事業内容・金額を確定する。なお、提案された事項が全て反映されるとは限らず、提案内容及び見積書の提出をもって直ちに交付決定を行うものではない。
- (3) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

2 その他

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類はすべて返却しない。
- (3) 提案書の著作権は、提出者に帰属する。但し、本市が本件プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、提案書及び添付書類の複製の作成及び内容を無断・無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類の差し替え・再提出は提出期限までであれば認める。
- (5) 本件プロポーザルにかかる情報開示請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 本件プロポーザルの審査経過・結果に関する問い合わせには応じない。
- (7) 審査委員会に関する情報は非公開とする。
- (8) ここに記載していない内容について疑義が生じた場合は、市と関係者との協議で決定する。

別表「評価基準」

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|--------------------|--------------------|--|-----|
| 技術提案 に関する 事項 | 事業の理解 | ・事業の目的と業務内容（環境省実施要領等を含む）を十分に理解しているか。 | 5 |
| | 導入設備の内容 | ・導入する設備内容について、具体的に説明されているか。 ・仕様書に基づいた自家消費率が提案されているか。 | 5 |
| | 導入設備容量 | ・設置する太陽光発電設備のパネル容量に関して十分な容量が提案されているか。 得点= [配点] × (当該容量÷30kW) ※上限20点 | 20 |
| | 余剰電力の活用に対する具体的提案 | ・余剰電力が脱炭素先行地域（北九州都市圏域）内で消費されるような仕組みになっているか。 | 10 |
| | 周辺環境への配慮 | ・周辺への影響について調査を実施し、十分配慮した設計・施工ができる提案となっているか。 ・台風や突風により飛散した設備破片による被害等への対応は妥当か。 | 5 |
| 実施体制 | 工事遂行 | ・業務を安定的に実施できる基本的な体制が整備されているか。 ・無理のない施工スケジュールとなっているか。 | 10 |
| | 業務遂行 | ・維持管理等の実施体制が整備されて、適切な保守点検計画を提出する提案となっているか。 ・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる体制が構築されているか。 | 10 |
| 施工・維持 管理 | 品質管理の提案 | ・設備の設置、施工方法等に対し、優れた品質管理の提案があるか。 | 5 |
| | 保証、損害保険 | ・保証期間、保証内容、損害保険等は妥当か。 | 5 |
| 実績 | 類似実績 | ・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。 | 5 |
| 見積単価 評価 | 見積単価の妥当性（電力販売契約単価） | ・得点 = [配点] × 最低見積単価 ÷ 当該見積単価 | 20 |
| 合計点 | | | 100 |